

第1章 地球温暖化の概要

1. 地球温暖化とは

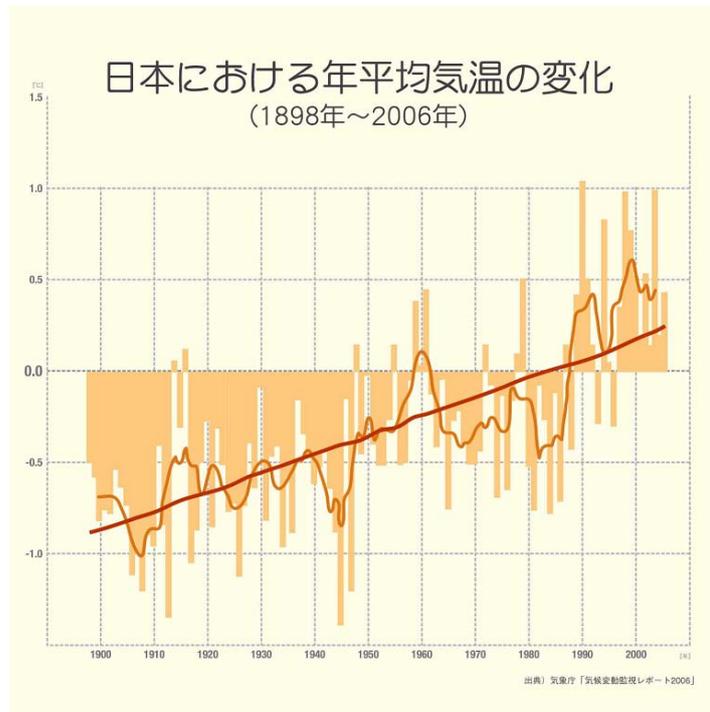
「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2001年に発表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第3次評価報告書によれば、温室効果ガス別の地球温暖化への寄与は、二酸化炭素60%、メタン20%、一酸化二窒素6%、オゾン層破壊物質でもあるフロン類（CFCs、HCFCs）とハロン14%、その他（HFCs、PFCs、SF₆など）0.5%以下となっている。つまり、石油や石炭など化石燃料の燃焼などによって排出される二酸化炭素が最大の温暖化の原因と言える。1)

産業革命以降、化石燃料の使用が増え、その結果、2005年の大気中の二酸化炭素濃度は1750年と比べて35%増加した。このままでは、2100年には産業革命前の2倍から3倍以上の540～970ppmへ増加すると予測されている。1)

今後、温室効果ガス濃度の上昇の結果、2100年の気温はさらに上昇すると予測されており、IPCCの第4次評価報告書（2007）によると、温室効果ガスの排出量が最も少なく抑えられた場合でも平均1.8℃（予測の幅は1.1～2.9℃）の上昇、最も多い場合は4.0℃（予測の幅は2.4～6.4℃）の上昇と予測されている。1)

1) 出展：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>)



2. 地球温暖化対策の概要

地球温暖化防止への国際的な動向を受けて、我が国では、1998年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という）が公布され、1999年4月から施行された。この法律では京都議定書を踏まえ、温室効果ガスとして6物質を指定し、国の責務、地方公共団体の責務、事業者の責務、国民の責務を定めるとともに、第21条で地方公共団体に温室効果ガスの排出量の削減等のための計画の策定等を義務付けている。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（平成十年十月九日法律第百十七号）

最終改正：平成一八年六月七日法律第五七

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下この条において「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。